

新宿区教育委員会会議録

令和4年第9回定例会

令和4年9月2日

新宿区教育委員会

令和4年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年9月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時43分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	山 下 浩一郎	委 員	今 野 雅 裕
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

委 員	古 笛 恵 子
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	大 川 直 樹	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第47号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する
意見について

日程第2 第48号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する
意見について

日程第3 第49号議案 令和5年度 新宿区幼稚園の学級編制方針について

報 告

- 1 令和3年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 2 四谷小学校の増築等について（学校運営課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和4年新宿区教育委員会第9回定例会を開会します。

本日の会議は、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 分かりました。

◎ 第47号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について

◎ 第48号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について

◎ 第49号議案 令和5年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第47号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について」、「日程第2 第48号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」、「日程第3 第49号議案 令和5年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第47号議案から、日程第2 第48号議案の説明を一括して受け、審議を行います。次に、日程第3 第49号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第47号議案及び第48号議案は、令和4年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがございますので、非公開による審議したいと思います。

第47号議案及び第48号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第47号議案及び第48号議案は非公開により審議するものとします。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 それでは、第49号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第49号議案 令和5年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名でございます。

次に、2番の学級編制についてです。

まず、3歳児募集については、募集園数は14園14学級で、募集人数は定員と同様の20名です。入園を希望する園に進級児の兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっております。そして、募集人数を超える応募があった場合には、抽選を行うこと、落選した場合の補欠登録とその抹消に関する事、補欠登録した者の入園に関する事、応募者が8名未満の場合は、学級編制を行わないことなどについて、それぞれ規定をしているものでございます。

続きまして、4歳児についてです。

募集園数は13園13学級で、昨年度に比べて1園1学級の減となっております。こちらが、令和4年度に3歳児学級の編制を行っていない牛込中野幼稚園による減でございます。募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数となります。3歳児の入園の際に、補欠登録となった者については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定しております。

入園を希望する園に進級児の兄または姉がいる幼児については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第二優先枠について、その下に規定したものです。こちらの第二優先枠は、先ほど申し上げました第一優先枠の方がいる場合は、第一優先枠の次からの順位とすることとなっております。

なお、兄弟姉妹の優先枠に収まらない申請者が1人でもいた場合には、全員について抽選し、順位を決定することとなっております。応募者が募集人数を超える場合は、優先を受ける者を除いて抽選とすること、補欠登録及びその抹消についての規定となっております。その他、補欠登録者の入園に関して規定をしたものです。

続いて、5歳児についてです。

募集園数は14園14学級、募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数となります。また、募集人数を超えた場合の抽選及び補欠登録を行う規定、並びに補欠登録者の入園に関する規定につきましては、4歳児と同様となっています。

最後に、その他についてです。

休園中の園は募集しないこと、入園承認書の発行日——確定日と呼んでおりますが、今回は令和5年1月16日にしております。また、今後、学級編制方針の改正が必要と認められる状況が生じた場合は、新たに検討を行うことを規定しております。そして、進級児の考え方といたしまして、令和4年10月14日を基準日とし、当該園に在籍して進級を希望する者としております。進級児は、募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものです。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第49号議案の提案理由です。

令和5年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和5年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は、以上となります。

○教育長 説明が終わりました。第49号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

第49号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第49号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

◆ 報告2 四谷小学校の増築等について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 本日は、令和３年度における新宿区立学校の児童・生徒の暴力行為、不登校、いじめの３点について、御報告いたします。

こちらについては、例年10月に文部科学省から公表されますので、その時期に国全体の認知件数等が示されます。

それでは、お手元の資料を御覧いただければと思います。

最初に暴力行為です。

小学校では77件、中学校では31件でした。今年度から暴力行為の内訳も示しています。小学校の77件のうち、対教師暴力が39件、対生徒間暴力が32件、対人暴力がゼロ、器物損壊6件となります。

中学校31件のうち、対教師暴力が3件、対生徒間暴力は21件、対人暴力は4件、器物損壊が3件となります。

暴力行為のうち、小学校では、特定の児童が繰り返す場合があり、学校全体で児童を支える体制を意図的に組んで対応しております。また、当該児童については、本人の気持ちに寄り添いながら、別室でクールダウンさせるなどの対応も図っております。

各学校では、落ち着いた生活を送れるよう、例えば児童・生徒に自分の感情をコントロールする力を身につけさせる指導も行っております。

教員の研修では、アンガーマネジメントについても学ぶ機会を設けています。さらに、教育相談研修会や生活指導主任会においても、研修や情報交換を実施するとともに、暴力行為については、保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を進めていくように周知しております。

続いて、不登校でございます。

小学校では109人、中学校では149人で、前年度と比較して、小学校は20名程度、中学校は10名程度増加しています。不登校の出現率は、小学校が0.89から1.09に、中学校は5.02から5.30となっています。

次に、学年別の内訳を御覧ください。

令和３年度は、低学年から不登校傾向の児童が増えていることが分かります。

裏面を御覧いただければと思います。

不登校の要因内訳でございます。

①は不登校の要因の主たる理由です。②は主たるもの以外に当てはまるものがある場合に選択しますが、小・中学校ともに「本人に係る」の①と②の合計が増加しており、内容を細

かく分析すると、「本人に係る」要因の項目は、生活リズムの乱れ、無気力、不安などの項目が増加しています。

不登校に対しては、児童・生徒に年3回実施するふれあい月間のアンケートや、年2回実施するhyper-QUなどの結果・分析を活用しながら、学校生活への満足度の低いものに対して早期に対応することを進めています。また、スクールカウンセラー等も加えた家庭との連携にも引き続き努めております。

本年度は、小・中学校1校ずつの教育課題モデル校を指定し、多様な教育機会の推進の取組を研究しているところでございます。

居場所づくりや欠席児童・生徒とオンラインでつながることなどについて研究を進め、年度末には区内の小学校へ、その取組を周知していきます。

さらに、適応指導教室のつくし教室や民間施設のフリースクール等との連携を進めていきます。

最後に、いじめについてでございます。

認知件数は、小学校で415件、中学校では38件と、小・中ともに減少傾向にあります。いじめについては、どの子どもにもどの学校においても起こり得るものであることを、十分に認識するということが重要であると考えております。いじめを認知することは、軽微ないじめも見逃さないということにつながります。

新宿区では、これまでも国の方針と同様に、いじめの件数が多いことをもってその学校や学級の対応に課題があるという捉え方はしておりません。いじめの認知を行うことで、早期発見・早期対応につながるものと考えています。

各学校では、全職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを見逃すことなく、早期発見とともに早期に対応していくことを心がけています。

例えば、先ほど述べたふれあい月間のアンケートやスクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接などを行っています。児童・生徒自身がいじめ問題の解決に向けて自ら考え、話し合い、行動できるようになるための指導を、生活指導主任会等において情報交換をしております。

最後になりますが、児童・生徒の問題行動は、学校だけの取組では解決が困難な事例が少なくありません。子ども家庭支援センターや警察署などの関係機関などとの円滑な連携が行われるように教育指導課の学校問題支援室を中心として、問題行動等の解決に努めてまいります。

報告は、以上でございます。

○学校運営課長 それでは、報告資料の2、四谷小学校の増築等について御報告をさせていただきます。

区立四谷小学校においては、児童数の増による普通教室の確保が課題になっていることから、隣接する土地の交換によりまして、増築校舎を建設する旨、令和4年6月3日開催の本委員会で御報告をさせていただいたところでございます。その時点から今日に至るまで、若干一部計画内容の変更がございますので、その点について御報告をさせていただきます。

まず、1番の変更理由でございますが、中長期的な教育環境を考慮して、増築校舎に整備する教室数を増加するものでございます。

2番の増築校舎の整備概要で、下線部分が変更になってございます。当初3階建てだった建築計画ですが、4階建てに変更させていただき、約1,700平米の整備を行う予定でございます。それに伴いまして、設置する教室も増えまして、普通教室が10教室、特別教室が1教室でございます。また、当初、給食配膳室という記載をしてございましたが、教室数が増えることに伴って、調理機能を持たせた給食室を整備する予定でございます。

また、既存校舎と増築校舎をつなぐ渡り廊下についても、若干の面積の変更がございます。

(3)のスケジュールでございますが、3階建てから4階建てに変更することに伴いまして、前回令和7年度から増築校舎を利用開始ということで御報告させていただいたものが、令和7年度の2学期からということで変更させていただいてございます。

3番の保護者等への説明についてです。

まず、令和4年9月14日に四谷小学校の児童の保護者向けの通知を配付をさせていただきまして、翌日9月15日に来年度入学予定世帯に対する四谷小学校の学校説明会がございますので、その中でも御説明をさせていただきます。

続いて、4番の新宿通りからの通学路についてです。

児童遊園を改修して園内に暫定的な通学路として利用できる通路を新設し、令和4年8月25日から利用開始の予定でございましたが、民間事業者様のほうで行う工事箇所の方で、工事の進捗状況に変更がございましたので、その影響で通学路の切替えの時期を延期し、現在は令和4年9月12日から変更する予定になってございます。このことについても、別途保護者の皆様には切替えの時期の御連絡をさせていただく予定になってございます。

御報告は、以上です。

○教育長 説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○**今野委員** 暴力行為の関係ですが、令和2年度、3年度とやや高止まり感があり、少し心配です。それから、特に令和3年度、対教師暴力がとて多いですね。全国の数値の中で見ますと、それほど教師暴力というのは多くないのですが、どうして令和3年度は多かったのかというのが1点です。

それからもう1点は、いじめの関係で解消されているのが多分7、8割でしょうか。認知をして解消するというのはおおむねうまくいっているんだろと思いますが、特に令和3年度の場合がそうなのですが、解消に向けて取り組み中ということは、年度内で解消ができなかったというケースですが、それがやや多いということで、指導が難しくなっているということがあるのでしょうか。

○**教育指導課長** まず、1点目の御質問の暴力行為の件についてお話をさせていただきます。

なかなか詳細までは申し上げることは難しいのですが、この3年度の件に関しては、2年度に引き続きですが、特定のお子さんが繰り返しているというのが事実でございます。私どもとしては、そのように把握しているところでございます。

それで、そういったお子さんの場合には、第一義的には当然学校が対応いたしますが、関係機関とも連携を取ってというところでやっているというのが、現状でございます。第1点目については、そういったところでございます。

それから、2点目のいじめのことで、解消に向けて取り組み中というところがございます。これは、あくまでもいじめが解消したというのをどこで見るとというのが、実は関わっておりまして、大体いじめが落ち着いたかなというふうに見てから、学校のほうでもまた再燃してはならないことですので、3か月経過観察して問題となる事象がなければ、いじめが解消したと判断するようにしています。そういったところで、見守りを続けているということがあって、いじめの認知件数がなかなか減らないというのは、そういった状況があるのは事実でございます。

たまたま、これはそういったのが重なったという、もちろん解決がそう易しくなくて時間がかかるものもあるとは思いますが、そういった見守りの時間も含めての数だというふうに御理解いただければと思っております。

以上です。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山下委員** 不登校が今増えてきている状況ですが、もし子どもが不登校になって共働きだっ

た場合、どちらかが会社をやめて面倒を見るケースというのは、多いのでしょうか。それとも、子どもを1人だけにして会社に行くケースもあるのでしょうか。私もいろいろな話を聞くのですが、子どもが不登校になったので会社をやめざるを得なかったというケースも聞くことがあるので、その辺の実態どうなのか、もしデータがあれば教えてください。

○教育指導課長 今お話にあったようなケースは、考えられると思います。しかし、不登校児童・生徒の保護者の方の対応については、教育委員会では把握しておりません。

○山下委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山下委員 大丈夫です。

○教育長 ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 質問などないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項がございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 2時43分閉会